

令和 2 年 5 月 14 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の周知について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で水産庁長官から発出された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和 2 年 3 月 13 日付け元水管第 2280 号）等にもとづき事業を維持し、食料の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

この度、水産庁長官から本年 5 月 8 日の知見に基づいて作成された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について」（令和 2 年 5 月 11 日付け 2 水管第 286 号）の通知があり、傘下の会員・組合員への周知について依頼があったところです。

一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会としましては、緊急事態宣言が延長された中で引き続き漁業関係者が事業を維持し、食料の安定供給を行うため、今後とも水産庁が作成した基本的ガ

イドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、当該ガイドラインに則りご対応下さいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今回の改正の主なポイントは以下のとおりです。

○ガイドライン改正のポイント

- ・感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、①密閉空間、②密集場所、③密接場所という3つの条件「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」等)
- ・保健所に問い合わせや相談を行う判断基準となる症状の改正。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」の③等)
- ・漁業者及び関係団体は、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)を参考に、業種別ガイドラインを作成するなどの自主的な感染防止のための取組を進めること。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」)
- ・「濃厚接触者」の定義の改正。
(※「3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応」の(3))
- ・緊急に自ら船内及び設備の消毒を行う場合のアルコールの内容の改正。
(※「4. 船内及び設備等の洗浄の実施」の②)